

令和3年1月21日 開 会
令和3年1月21日 閉 会
令和3年1月 臨時会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

令和3年第1回(1月)川南町議会臨時会会期表〔1日間〕

目次	月日	曜	摘要
第1日	1月21日	金	開会 本会議(議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決) 閉会

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1
第1号（ 1月21日 ）	
本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について	4
議案上程・提案理由説明(報告第1号)	4
質疑・討論・採決(報告第1号)	5
議案上程・提案理由説明(報告第2号)	5
質疑・討論・採決(報告第2号)	6
議案上程・提案理由説明(議案第1号)	10
質疑・討論・採決(議案第1号)	10
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	17
閉 会	17

川南町告示第6号

令和3年第1回(3月) 川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年1月18日

川南町長 日 高 昭 彦

- 1 期日 令和3年1月21日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 竹本 修 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 中村 昭人 君	12番 福岡 仲次 君
13番 河野 浩一 君	

○ 不応招議員(なし)

令和3年第1回(1月)川南町議会臨時会会議録

令和3年1月21日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

令和3年1月21日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について(内藤 逸子・川上 昇)
- 日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めるとについて
(令和2年度川南町一般会計補正予算(第10号))
- 日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めるとについて
(令和2年度川南町一般会計補正予算(第11号))
- 日程第6 議案第1号 令和2年度川南町一般会計補正予算(第12号)
- 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 竹本 修 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸 君 子	10番 川上 昇 君
11番 中村 昭人 君	12番 福岡 仲次 君
13番 河野 浩一 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	まちづくり課長	山本 博 君
産業推進課長	橋口 幹夫 君	農地課長	三好 益男 君
建設課長	大山 幸男 君	環境水道課長	篠原 浩 君
町民健康課長	米田 政彦 君	教育課長	岩切 拓也 君
福祉課長	三角 博志 君	税務課長	大塚 祥一 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一君） おはようございます。

ただ今から令和3年第1回川南町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果についての報告は、お手元に配布してあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、内藤 逸子君及び川上 昇君を指名します。

日程第4、報告第1号専決処分の承認を求めるについて、令和2年度川南町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。それでは報告申し上げます。報告第1号は、専決処分をいたしました令和2年度川南町一般会計補正予算（第10号）につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、ふるさと納税対応としまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ220,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,932,233千円とするものでございます。それでは、第1表の歳入から御説明いたします。寄附金は、220,000千円の増額で、特定寄附金ふるさと納税によるものであります。

次に歳出につきまして、御説明いたします。総務費は、220,000千円の増額で、主なものとしまして、ふるさと振興基金積立金90,927千円は、寄附金額220,000千円からふるさと納税展開事業費への充当129,073千円を差し引いた残額を積み立てるものであります。消耗品費66,000千円は、返礼用の特産品代であります。通信運搬費24,700千円は、特産品発送費で

あります。第2表債務負担行為補正は、ふるさと納税特産品発送事業（令和2年度寄附分）の限度額を60,000千円と定めるものです。今回の寄附金額増額に伴い、令和2年度ふるさと納税受付分で、特産品の発送が令和3年4月以降に行われる費用について追加するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は臨時会につき、委員会付託は省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議がないようですので、委員会付託は省略し、討論を行います。

報告第1号専決処分の承認を求めるについて、令和2年度川南町一般会計補正予算（第10号）討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第1号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第1号専決処分の承認を求めるについて、令和2年度川南町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5、報告第2号専決処分の承認を求めるについて、令和2年度川南町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは説明いたします。報告第2号は、専決処分をいたしました令和2年度川南町一般会計補正予算（第11号）につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策事業としまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ25,331千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,957,564千円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明いたします。県支出金は、22,810千円の増額で、新型コロナウイルス飲食店等時短営業支援金であります。繰入金は、2,521千円の増額で、財政調整基金繰入金であります。

次に歳出につきまして、御説明いたします。商工費は、25,331千円の増額で、主なものは、令和3年1月7日に宮崎県が独自に発令した緊急事態宣言に伴う飲食店等時短営業協力金25,200千円であります。協力金の内訳につきましては、国負担8割、県負担1割、町負担1割で、1月9日から22日までの14日間1件当たり560千円の45件を想定しています。

以上、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） この補助金ていいますか、協力金ていうんですか、あの45件で、56万円の45件を想定していますといいますが、飲食店ていうか、この対象の商店は、45件しかないのでしょうか。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 内藤議員の御質疑にお答えをいたします。町が把握しております場所はですね、45件ということで想定しております。以上です。

○議員（内藤 逸子君） これは町内で商売していて、町民であるていうような条件とか、そういうのはあるのでしょうか。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 内藤議員の御質疑にお答えいたします。町内にですね、店舗があれば町外在住者の方も対象としております。以上です。

○議員（児玉 助壽君） この町の1割負担とは町の義務負担になるわけですか。じゃかいこん45件、1件当たり56万円ちゅうこっちゃが、やっぱそん、規模とか、業績に合わせてこういうなんをすつときなせん、おつけなとこもこめとこも同じやったら、あの、おつけなとこはつぶるるような感じもすつちゃけんどん、そしてこの取引先のまあ、仕入れ業者あたりも、そういうところも支援が必要じゃあねえかなあち思いよつちゃけんどん、今あの、まだ第3次補正予算がまだあの、議決されとらん中でよ、ちつとはえつちゃねえかなつちなおまうつちゃけんどん、まだあの、特措法とか、の改正を、この第3次補正予算が可決してでんええちおまうつちゃけんどん、またこんこれを、そつであの、変更した場合はよ、なごせんうちまた臨時会を開かんらんごつなるが、ちつとはえかればええちゅもんじゃねえちおまうつちゃけんどん、そこへんのとこはどんげ思いますか。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 児玉議員の御質疑にお答えをいたします。まずあの、

町のですね、1割負担でございますが、これは義務でございます。あの、議員がおっしゃいましたとおりですね、県内例えばニシタチ通りで営業されておりますスナック等と、西都児湯で営業されているスナックを比較しますと、まあ当然家賃がですね、全く違うわけでございます、一律4万円というのはいかかなものかというのは、これはあの、会議の中でもですね、意見が出ておるところでございますが、26市町村、足並みを揃えて、金額を揃えてですね、やっていこうということで決定したところでございます。それとあの、取引関連業者に対する支援につきましては、飲食店とですね、関連がある事業者としまして、酒屋、食材の卸業者、おしぼりの納入業者、クリーニング店、またあの、タクシー業、代行業等がですね、想定されておるところでございます。町がですね、独自に第一弾としてタクシー業者代行業者等にですね、支援をしようというふうに考えておったんですが、県がですね、補助を考えるとということで、それを待ちましてですね、早急に対応が示されますので、それを受けましてですね、関連事業者に対しても支援を行ってまいりたいと思います。またあの、また臨時議会を開くのかということでございますが、そちらにつきましてはまた動静を見ながらですね、判断をすることになるかと思っております。以上です。

○議員（児玉 助壽君） あの、この、県が緊急事態宣言を出す前はですね、魚の方もちょっと値段があ、上がってきておったんですが、これが宣言が発出してかい魚の値段もおててまあ厳しい漁業経営が厳しい状況になつとるわけですが、まあ漁業ばっかいやねえ農業もおんなじだと思いますが、まあそこへんのところを含めてですね、あの、措置の方を考えてもらいたいと思つとるところでございます。以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（蓑原 敏朗君） えーと、まあ同僚議員が今質問いただいたことと重なってくるわけですけど、あの、飲食店、当然時短によって収入が減ってくるわけです。要請する以上補償は必要だと考え、当然ですけど、あのその先のこともですね、今同僚議員が言いました、あの、納入業者のこともこまめにぜひ調査していただきたいと思っております。そして飲食店によってはですね、人を雇用してやってらっしゃるところも多分多数あると思っております。その方々は、その時短によって当然収入が減るんじゃないかという懸念をするわけです。そのあたりも考えていく必要があるんじゃないかと思っております。飲食店の収入減については、協力を要請する以上何らかの補償は必要だと考えますけど、その他にも多分今回のコロナによって困ってらっしゃる方がいるんじゃないかと思うんですよね。勤めを、なんというんですかね、雇止めっていうんですか、もう来なくていいよとか、先ほど言いました従業員の方々も含めてですけど、その辺のことは今後どうされるおつもりなんですか。お伺いたします。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 蓑原議員の御質疑にお答えをいたします。飲食店関連事業者に対しますですね、今スキームを県の方が策定中でございます。であの、昨日付のメールでですね、先ほどあの申しました酒店、食材卸、おしぼり納入業者等々以外でですね、

影響を被る事業者につきまして、町の方から、市町村の方から追加で対象等すべきと思う事業者があれば出してくれというふうにはですね、アンケートが来ておりますので、こちらの方で十分、商工会関係団体等々に調査をかけましてですね、町としましては県の方に要望を出していきたいと考えております。以上です。

○議員（養原 敏朗君） はい、ぜひお願いします。その際にはですね、商工業とか、その団体等に依存するだけでなく、まああのぜひ御自分の足といいますか、足、頭で考えていただいてどのように困っていらっしゃる方がいらっしゃるのかちゃんと調査した上でぜひ県の方に声を上げていただきたいと思います。以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） この専決についてちょっとお伺いします。この時短営業協力金ということで、まあ1件当たり4万ということですが、国がテレビとかで報道されて私も承知しているところですが、まあ当初はそれを聞く場面がありませんので、窓口である町の方にお伺いしたいんですが、4万円の根拠はなんだという気がするんですね、4万の根拠を町の方でどういうふうと考えていらっしゃるのか、国が決めたから4万円なのかというふうには、があります。それから時短協力金の、専決なので大方の数字ていうか、どこが、基本的に22日で一回終わりますね、2月の7日まで伸びたようですけども、45件を想定というか、もう決定してある、もう把握してあるんだと思うんですね。実際に時短要請で8時までの営業で終わらせてるっていう事業者が45件の裏付け、あの確実にお店で例えば看板とかで夜8時で営業を終わりますってやってるのが対象であるのか、申請するのが対象であるのか、そこあたりをどのように把握されているのかお伺いいたします。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 徳弘議員の御質疑にお答えをいたします。まずあの、4万円の根拠につきましては、国県がですね、示した金額でございまして、先ほども答弁しましたとおり宮崎市のニシタチのスナックとですね、西都児湯、又は県北等々のあの、飲み屋さんとですね、比較した場合は全く4万円というのは根拠がないと申しますか、そういったふうに認識をしておるところでございまして、できるのであれば、その地域地域に応じたですね、助成金という支援金、というのは考えられないかという意見はですね、先日のウェブ会議でもあったところとございまして、4万円でいくということにですね、なったところとございまして。それであの、8時以降ですね、営業しているかしていないかの確認についてどうするのかということとございまして。これにつきましてはですね、まあ前回のスキームに則ってやるわけとございまして、店頭の方にはですね、張り紙をしていただいております。8時以降は閉店いたしますと。その写真をですね、提出をしていただくということにしております。また、酒類を、あの、酒類をですね、販売をしているのかしていないのかっていうことにつきましては、ちょっとあの、町の方で分かりにくい業者さん、店舗さんもございまして。こちらにつきましてはメニュー表をですね、写真を撮って出していただくということに

なっております。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） お店の方に、その張り紙をしている、確かに私もちょっと行ったところでは見かけたんですね。8時前に行ったときになんでだろうと思ったらそこ、でもそれはあくまで自己申告であるわけですね。で、専決なのである程度の数字ていうかもう見込が分かっている中での専決なのかなと気がするんですが、確認作業としてスポット的に職員の皆様が夜の8時以降に1回町中を調査というか、パトロールされた計画なり、か、された、ていうのがあれば、教えてください。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 徳弘議員の御質疑に再度お答えいたします。職員がですね、8時以降きちんと閉店しているかパトロールした実績はございません。以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（河野 禎明君） 1件当たり56万てなってるんですけど、例えば大きい料亭がありますね、川南は。竹乃屋さん、ほていさん、赤坂さんとかですね。ひさながさんとか。そのお店、会社組織のお店とスナックと、この支援金はですね、同じなんでしょうか。それをお伺いしたいと思います。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 河野議員の御質疑にお答えをいたします。店舗のですね、事業規模、大きさ等にはもう関係せずですね、26市町村一律4万円ということで決定しております。以上です。

○議員（河野 禎明君） そうですね。やっぱり大きな料亭やはですね、この件に関してはですね、自分たちはやはりこれでは困るという意見があるということですね、考えちゃってください。よろしくお願いします。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。

本件は臨時会につき、委員会付託は省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議がないようですので、委員会付託は省略し、討論を行います。

報告第2号専決処分の承認を求めるについて、令和2年度川南町一般会計補正予算（第11号）討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第2号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従って、報告第2号専決処分の承認を求めるについて、令和2年度川南町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6、議案第1号令和2年度川南町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、議案第1号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、新型コロナウイルス感染症対策事業としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,924千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,976,488千円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明いたします。国庫支出金は、11,307千円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種負担金8,010千円及びワクチン接種体制確保事業補助金3,297千円であります。繰入金は、7,617千円の増額で、財政調整基金繰入金であります。

次に、歳出について御説明いたします。衛生費は、18,924千円の増額で、主なものにつきましては、ワクチン接種委託料9,172千円及びワクチン接種クーポン券発行等業務委託料6,719千円であります。

以上、詳細につきましては、町民健康課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 補足説明があれば、これを許します。

○町民健康課長（米田 政彦君） 議案第1号につきまして、その補足説明を申し上げます。9～10ページをお願いします。4款1項2目予防費の1節報酬479千円は、予防接種に関する問合せに対応する会計年度任用職員2人分です。8節報償費630千円は、集団接種による予防接種をした場合に医師及び看護師に対して支払う謝礼金です。11節需用費1,336千円のうち、消耗品費は予防接種券、クーポン券といわれるものですが、を入れる封筒や消毒液、グローブ等を購入するための費用で、印刷製本費は予防接種予診票を作成するための費用です。13節委託料16,441千円のうち、9,172千円は今年度中の予防接種を予定している医療従事者及び65歳以上の方のワクチン接種料及び事務手数料で、6,719千円は予防接種券、クーポン券ですけれども、の印刷から郵送までを一括して委託するための費用です。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） このワクチン接種に関しては、国が全額無償でワクチン接種を実施するちゅうような話でありましたが、これを見っと、一般財源で761万7千円、これ基金を取り崩したもんが一般財源となっとるわけですが、国がそういう計画があればですね、まだワクチン接種の承認もされとらんような現状でありますし、65歳以上が人が接種できるのが3月下旬というその方向性が出とる中でですね、いささか拙速じゃねえかなと思うわけですが、この一般財源を761万7千円拠出するわけですが、この専決処分した第11号を見ますとね、国、県の事業みたいで、町の1割負担義務もあるわけですが、ということは、町の財源が不足しとったらですね、こういう事業があってもできないちいうことになるわけですから、やはりですね、なるだけ、町の財源を使わんようにしなければですね、今後このコロナ禍の中で、税収不足、財源不足が予測される中でありますから、いろいろ工夫、努力してですね、一般財源を使わんようにする方法でしなければですね、今後財政運営に支障をきたすのではないのかと思っておりますが、そこ辺どう考えておりますか。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの児玉議員の御質問にお答えします。まずあの今回の補正予算に関しましては、議員がおっしゃりますように新型コロナウイルスワクチンがまだ薬事承認されていない中で、ワクチンが承認された場合には、速やかに接種が可能となるように全国市町村に体制の整備を呼びかけるワクチン接種体制整備の補助金と実際にワクチンを接種した際にワクチンの接種料について、この2つを補正予算したものでございます。で、国はですね、その2つとも、全額を国庫補助で行うという考えでおりますが、この全国の自治体説明会の中ではですね、まだ、予算が伴ってないということから、接種体制整備事業につきましては、市町村の上限金額を設定させていただいたと、で、今現在審議中でしょうかね、第3次国の補正予算が可決後には、上限金額がまた上に引き上げられまして、今回の接種体制整備事業では、一般財源として、取り扱った分については、補填されるのではないかという風には、見込んでおるところでございます。以上です。

○議員（児玉 助壽君） この今のまだその今の特措法の改正の議論がされとるわけですが、特措法が改正されてから、接種が始まっと思うわけですが、もうそうした場合はですね、ワクチンの接種の仕方にもいろいろ制約がありますようでありますから、条例制定も必要になってくっと思うわけですが、まあそこ辺のところから、取り掛かっていっても十分間に合うち思うわけですが、そこ辺を考えととですね、非常に厳しい財政状況にある中でですね、基金を取り崩して、するちゅうことについてはですね、いささか、問題があるとやねえかなてな思うわけですが、なぜならですね、先の議会ですとね、9月の議会でバイオマス関係の予算について、町の一般財源で賄いましたが、その後、県の補助金が下がって、金額が180万と少なかったけどですね、まあそれを消費するために鳥インフルエンザの事業費に目的外に流用したわけですが、そもそもあの補助金ちゅうと、交付した場合はですね、費用対効果を補助した側は見るわけですから、目的外にその流用、もしこの国から761万7千円ち

ゆう分の交付金があった場合はですね、そういう目的外に流用するようなことにならないようにですね、やっぱり、財政運営してもらいたいじゃねっと、この11号でですね、そのこの飲食店の時短営業の支援金や町の義務負担金ちゅう負担金も生じております。そうした場合、またその町の財源がねえと、その事業ができないこともあり得るわけですから、なるだけには、その町の財源を消費しないようにして取り組んでいってもらいたいと思っておるところであります。

○総務課長（新倉 好雄君） 児玉議員の御質問、御意見にお答えいたします。今回、補正予算におきまして、補助金がまだ確定していない分につきましては、財政調整基金繰入金からの財源を更生させていただいております。先ほど担当課長の話にもありましたように、執行を予定する段階でまだ確定されていない補助金等もありますので、その際は、こういった形で一般財源等を一旦割り当てて、その後充当しなおすというような手法を持って、臨みたいと思いますが、御意見にありましたように非常に貴重な一般財源でございますので、十分その点については、注意しながら、予算編成の方を行って参りたいと思います。以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（米田 正直君） 報償費63万円は、集団接種に予防接種ということでもありますけれども、した場合ということですが、何人分を予定されておるのか、それからですね、接種の方法ですけど、集団接種というのは、まあ例えば地区に出かけて、それぞれ打っていただくのか、この接種方法について、ちょっとお伺いしたいと思います。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの米田議員の御質問にお答えします。まず、ワクチン接種の対象人数ということですが、まずあの、これに関してはですね、まだ薬事承認が下りていないということで、実際にどれぐらいの人数をとということではあるんですが、予算上はですね、とりあえずは、医療従事者がまず優先接種ということになりますので、まあ医療従事者がどれだけいるのかということがまず問題になってきます。で、この費用負担はですね、基本的に市町村に住んでる方がその市町村の医療機関で接種とか県が指定する医療機関で接種した場合に、その住んでいる市町村に請求が行く形になりますので、例えば川南町にお住まいの方が町外の医療機関に従事してて、接種した場合は、川南町に請求がくることになります。ですので、全体の把握は非常に難しいものですから、国は大体3%程度ではないかという風な方針を示しておりますので、1万7千人の3%程度の2回ということで、510人の2回とあとは、高齢者の優先接種がどのタイミングで入ってくるかちょっと分からないんですけども、年度内に3月末までに1回はできるんじゃないかなということで、5,700人の半分2,850人1回分という試算で今回予算計上させていただいてます。あと、接種方法についてなんですけど、これもですね、国は、基本的には、個人接種といわゆる季節性インフルエンザと同じような扱いで、お医者さんに行ってそこでワクチンを接種する方法というのを最初は明示しておりましたが、その中でですね、どうしても、短期間に大勢の方にワ

クチンを接種して、しかも、2回目を21日後には行わないといけないというような過酷なスケジュールになってきますので、まあただだと予防接種を続けて行くともう限りなく半年とかいう期間がですね、経過してしまいますので、集団接種も視野に入れて、検討していくと。ただまあ具体的にその会場がどこに決まったというものではなく、まあメイン会場は農村センターになろうかなと、あとは、小学校、中学校の体育館も1つ視野に入れて、校長会にはまた、御協力依頼をかけていくような考えでいるところです。以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（川上 昇君） 議案第1号川南町一般会計補正予算（第12号）ですが、先ほどから皆さん方、質問しておりますけども、あくまでも、この予算の計画というのは、国からの、国もおそらくまだ実績がありませんのでね、あくまでも、目測といいますか、アバウトな計画でしか国自体も立ってないでしょうし、その流れで、まあそれぞれの市町村に計画を立てなさいということなんでしょう。あの上がってるのも、医療従事者、そして65歳以上の高齢者ということになっておりますからね、本年度。まあもちろん予定をして2月からという報道はありますけれども、あくまでもこの計画は、アバウトなものなのかということ、それから、先ほどちょっとありましたけれども、実際やるとすれば、どこを拠点として、どこを会場にして接種を考えているのか、まあ当然、国もそれぞれの自治体のことは分かりませんから、自治体で考えなきゃいけないでしょうけども、現時点でどのようなシミュレーションでどういった場所でやるか、それから当然、医師に委託することになるでしょうけども、医師会なのかどこか分かりませんがどこに委託しようと考えていらっしゃるのか、それを伺います。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの川上議員の御質問にお答えします。議員御質問のとおりですね、この予算というのはですね、国がまだ薬事承認をおろしておりません。その中でただ薬事承認がおりてから、じゃあ予算化してワクチン接種の体制のために整備を整えなさいというところはどうしても遅くなるので、それを見越した上で順次予算を確保してまあ既存の予算を流用して確保するなり、専決処分するなり、臨時議会を開くなり、方法は市町村に任せるといような方法で、予算化を進めてくださいという風になりましたので、その指示があったのがですね、12月に入ってからで、12月18日の全国の自治体向けの説明会ということで厚生労働省からウェブを通して説明があったところです。まあ本町としましても、クーポン券のですね、全国统一様式と言いながらも、その様式が示されていない中では、予算が非常に組みづらいし、システム改修についてもその仕様が示されていない中では、予算が立てられないということから、年明けてですね、少しずつその情報がある程度確定してきたものですから、今回の補正予算で臨時議会を開会お願いして、現状に至った経緯がございます。あくまでも、概算での、予算であり、これについては、今年度で終わりではなく、次年度に引き続き、基礎疾患であるとか一般の方向けの予防接種の予算化もしているところがございます。

ます。

次に拠点となる施設なんですけど、まず予防接種、ワクチン接種ですね、新型コロナウイルスのワクチン接種に関しては、どこのお医者さんでもワクチン接種ができるというものではないです。こちらでもですね、ワクチン接種に協力していただけるお医者さんがどれくらいいるのかというのが、医師会で取りまとめをして、そこでワクチンを県が接種をしまして、それが医療関係者へのワクチン接種になるんですけども、その状況が終わった後で、そのワクチン接種協力医療機関でしか、接種をすることができません。ですので、この情報をどのように町民の方にお知らせしていかないといけないのかということと、そういう医療機関ではなくて町が会場を設けて、ワクチン接種をしていくことも並行して進めていかなければ早い段階で希望する方にワクチンが接種できないという風にうちは考えていますので、できるだけ広い会場で接種することが、求められます。町が有する施設としては、屋内の施設として、農村センターが考えられますし、また各学校の屋内運動場というのも一つの選択肢として考えられますので、メインの拠点はおそらく農村センターの多目的ホールになるかと考えてシミュレーションも順次行っているところです。ともう一つはお医者さんの確保とか委託の件だったと思うんですが、医者についてはですね、前段で申し上げましたが、協力していただけるお医者さんがどれくらいいるのかというのがちょっとつかめません。で、これはまあ国が開発したブイシスというシステムの中で、協力医療機関が登録することによって、住民、自治体がそれを把握することができるような仕組みになっております。ですので、町内のお医者さんにはそれぞれ予約をして、接種を受けるのと合わせて、町外の医療関係機関に委託は考えておりますが、現在の中でですね、どこに委託するのかっていうのはまた、まあ一応見積もりを取ってるところはありますが、この場でその予定してる見積もりを取ってるところの情報については、控えさせていただきます。以上です。

○議員（川上 昇君） いわゆる未知の世界ですからこの事業がどういった風に進んでいくかっていうのは分からない時点で、なかなか難しいことかとは思いますが、ただあの国が示してるのがそのクーポン券を出して、それを利用しながら、接種をしていくということのようですけども、やり方そのものについては、各自治体でまた別途、例えばそのマイナンバーを利用するとか、いろんな方法があると思うんですが、特に最初のうちは医療従事者はともかくとして、その次はまあ65歳以上の高齢者ということになっておりますのでね、ですから、間違えわけにもいかないような、接種の事業ですから、自治体にその辺については、任せますよというようなことがあり得るのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○町民健康課長（米田 政彦君） 川上議員の御質問にお答えします。実施主体としては市町村になりますので、市町村が事故の無いようにということで、実施する権限を任されております。特に65歳以上の方の場合に気にするものとしましてはですね、65歳以上に限らずですけども、今まだ予診票のひな型というのが国から降りてきておりません。というのが、

予診票の中ではですね、今現在どういう症状がありますか、とか過去にどういうものを打っていますかとか、最終的には、ワクチンを接種することに同意しますとか、こういう副反応があるかもしれないということに同意しますということで、本人の同意を得た上でしか、接種することができません。これはあの、季節性インフルエンザを接種する際にも下の方に同意欄というのが必ずあると思います。それと同じような考えでいただければと思うんですけども、本人の同意を得た上で接種を開始するということになりますので、どちらかと言いますと、接種会場でそういう予診票との確認作業、同意で時間がかかって、接種のときにはですね、おそらく打ってしばらくの間、ちょっと別室の方で、副反応のために、10分から30分の間、症状を見て、問題がなければ、帰っていただくような流れになろうとそういう風に我々としては、シミュレーションして、人員体制をどれぐらい必要なのかというのを改めて検討してるところです。以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） この要するにワクチンを打つ前提で、ちょっとお伺いしたいんですが、671万9千円の予防接種券クーポンの印刷から郵送までということですが、65歳以上の方で想定されること、例えば1人暮らしの方が、普通インフルエンザでしたら、自分がかかっている医療機関とかで打つことができますが、今回の場合は特別にその場所まで行かなきゃいけないということで、担当課として、想定されることがありますか。その行くための手段として。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの徳弘議員の御質問にお答えします。御質問の主旨としましては、接種会場への移動手段という風な考え方でよろしいですかね。はい、こちらはですね、マイクロバスとかも1つ検討したんですが、ちょっと難しいかなと、マイクロバスの中での密とかも懸念されることから、検討の1つとして挙げてるのは、各地区に1番近い小学校の体育館とか中学校の体育館までは来ていただくとかいう方法を1つ検討しているので、こちらでもですね、小中学校の行事等がいろいろ入ってる中では実施できませんので、学校の管理者であります校長にも理解をいただきなおかつ学校行事の支障のない範囲で、土曜日からの会場設営、日曜日接種というような流れを想定して、また案内するような形で最寄りのという方法でしか、今のところは考えてません。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 結局、高齢者の足が普段、他の議員さんもよく色々な質問される中で私も時々やりますが、ここで露見されるわけですね。川南の例えば今小学校に来ていただく、小学校まで来ていただく。小学校まで行けませんよ、なかなか、70、80の方はそこあたりをやっぱり手厚くしてあげないと、打ちたいけど打てないんだという部分があるので、逆にそこまで考えたワクチン接種をやっていかないといけないのではないかと、考えられることでは確かにコミュニティーバスの活用であります、それが密にならない程度の密集してみんながまとまった時間に行くのではなくって、校区ごとに分かれてするときに、

そのバスにタクシーとおなじですよ、1人か2人しか乗らない状態であっても、ほんとにその方が行けるとこまで、足を運んであげるぐらいやらないと、ワクチン自体が打つのがどうかどうかちょっと高齢者の方がどう考えてるかも分かりませんが、打ちたい方が打てない状態にならないために手厚く川南の15,000人しかいない自治体として、取り組んでほしいなと。小学校まで来てくださいというのは、なかなかその大変、うちで通山小学校まで3kmです、3kmまで歩いてくるのかという話になりますので、そこをもうちょっと深く考慮していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの徳弘議員の御質問にお答えします。目標とする国が目標とするところは、全国民のワクチン接種ということですが、ただこれは強制ではなく、本人の同意を得て、接種をするということになります。季節性インフルエンザにしてもしかりなんです、しっかりとご自身で打った方がいいと判断のもとで接種される場合にはですね、医療機関にどのような方法で行かれているか分かりませんが、なんらかの方法で行かれてると思うんです。それは医療機関であることの方がほとんどなんです、今回はそれをさらに近くのところで、検討する方法も考えているとしかも短期間に大勢の方に接種をしていただかないといけないと状況にありますので、あとは、町の一般財源を踏まえた上で、ぎりぎりのところかなという風には考えていますので、今現在としては、ドアトゥードアとか、コミュニティーバスとかを使ったものの手段というのは考えておりません。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） このワクチン、長きに渡るんでしょうけども、ぜひですね、考えていないではなくて、なんとか、やっぱりあの考えられる術をしていただいてほしいなあと。よく、ワクチン打ちたいけど、行かれんかい打たんわっていう、でそれで逃れるていうか、そういう方も、まあいろいろな言い分があったりしてする方もいらっしゃいますので、まああの町が町としてやっぱりこういうときに川南の取組みはこうだったんだよってあとあと残るときにすべからく皆さん受けられる体制であったと、もちろん受ける受けないは本人ですけども、ぜひそこは考慮していただきたいなと思います。返答はいいです。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。全員議員控室に移動願います。

午前9時58分閉会

午前10時35分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。
議案第1号令和2年度川南町一般会計補正予算（第12号）について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第1号令和2年度川南町一般会計補正予算（第12号）は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、令和3年第1回川南町議会臨時会を閉会します。

午前10時37分閉会
